

コーポレート・ガバナンス報告書

2026 年 3 月 30 日

株式会社A I R－U

代表取締役社長 田中 康之助

問合せ先：取締役管理本部長 半田 祐樹

03-6277-6692

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、公正かつ健全で効率的な経営に取り組み、継続的な成長と企業価値の最大化を目指すにあたり、コーポレート・ガバナンスの確立が必要不可欠であると認識しております。そのため、経営の意思決定の内容及び過程を明確にし、当社を取り巻くすべてのステークホルダーと適切な関係を維持し、その利益を守っていくよう に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
田中 康之助	28,205,000	94.01
株式会社ジェネット	1,294,000	4.31
トレ・コミュニケーションズ株式会社	500,000	1.66
u C l o u d l i n k J a p a n 株式会社	500	0.00
株式会社 I P モーション	500	0.00

支配株主名	田中 康之助
-------	--------

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

補足説明

割合については小数点第 3 位以下を切り捨てて表示しております。

3. 企業属性

上場市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	12 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円以上 1000 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。

このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	一名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
二宮 康真	他の会社の出身者								○			
國信 健一郎	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h.上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
二宮 康真		当社は、同氏が代表を務める株式会社デジタルハーツとの間で2019年4月20日より営業代行基本契約を締結しております。その後、2022年4月1日付で、株式会社デジタルハーツのエンタープライズ事業が会社分割され、同氏が代表を務める株式会社AGESTに本契約が承継されました。なお、本契約に基づく取引金額の合計は以下の通りです 2024年12月期：1,400千円 2025年12月期：2,066千円 これらの取引金額は僅少であり、当社の財務および業務運営に対	長年にわたり通信業界に深く関与し、当社の事業領域に関する豊富な知見と経験を有しております。さらに、他の上場企業において取締役としての長年の経験を持ち、経営に関する高い見識を備えていることから、当社の業務執行を適切に監督できると判断し、社外取締役として選任いたしました。

		する影響は限定的であると判断しております。 また、当社は株式会社デジタルハーツおよび、事業承継後の株式会社 AGEST の CRM を販売先向けに提供しており、システム利用料を支払っております。 当該取引金額は以下の通りです。 2024 年 12 月期：13,040 千円 2025 年 12 月期：10,453 千円 本取引についても取引金額は僅少であり、重要性は低いと判断しております。	
國信 健一郎		—	通信業界における豊富な技術的知識と経験を有していることに加え、独立性の向上によるガバナンス強化、経営監督機能の充実と意思決定の公正性の確保、そして技術的知見を活かした新規ビジネス展開への助言を通じて、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献することが期待できると判断し、社外取締役として選任いたしました。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長(議長)の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
4		1	2		1	社外取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
4		1	2		1	社外取締役

補足説明

取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として「指名報酬委員会」を設置しております。

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人、及び内部監査担当者は、三者間の緊密な連携を確保するため、四半期ごとに監査実施状況に関する協議の場を設けています。

この場では、監査契約や監査計画の策定、監査手続の進捗状況、及び監査結果の共有を行い、各監査機関がその専門性を最大限に発揮できるよう努めています。

また、こうした連携を通じて監査の効率化と精度向上を図るとともに、企業の持続的な成長と信頼性向上に貢献し、ガバナンス体制の強化に取り組んでいます。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	一名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
尾堂 隆久	他の会社の出身者													
石上 裕史	他の会社の出身者													
武林 聡	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j.上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
尾堂 隆久		—	事業法人（通信業を含む）において、総務・労務・コンプライアンス等の分野における豊富な経験と高い見識を有しており、上場会社の監査役経験や社会保険労務士としての専門的知見を活かし、当社の実効的な監査に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、社外監査役に選任しております。

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石上 裕史		—	金融機関及び事業会社において経理責任者や内部監査部門を歴任するなど、長年にわたる財務及び経理についての豊富な経験と高い見識を有しており、また、他社における監査役としての見識・経験等を活かして、当社においても客観的・中立的な監査業務が期待できると判断し、社外監査役に選任しております。
武林 聡		—	上場会社の取締役として、また長年にわたる複数社での企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社においても客観的かつ独立的な経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	一名
---------	----

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的としてストックオプションを付与しております。
--

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が 1 億円を超える者がいないため、個別報酬の開示は行っておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(1) 基本方針

中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるため、会社の業績指標（売上高、営業利益等）、取締役個人のパフォーマンス及び株主価値と連動した報酬体系としております。具体的には、業務執行取締役（使用人兼務役員を除く。）の報酬は、基本報酬及び業績連動報酬により構成しております。但し、業務執行取締役（使用人兼務役員）、非業務遂行取締役及び監査役については、その職務の性質に鑑み、金銭による固定報酬のみとしております。報酬額については、株主総会で決議された限度額以内において、各役員の役職、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

委員の過半数を社外取締役及び社外監査役が占める任意の諮問機関である指名報酬委員会への諮問の結果を踏まえ、取締役会にて決定しております。

(2) 業績連動報酬の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（売上高、営業利益等）を反映した現金報酬とし、各事業年度の売上高、営業利益等の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を支給しております。目標となる業績指標とその値は適宜、環境の変化に応じて指名報酬委員会の答申を踏まえて設定・見直しを行うものとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは管理部が行っております。取締役会の開催に際しては、社外取締役及び社外監査役へ資料を事前に共有し、課題の検討や情報収集に十分な時間を費やせるように努めています。取締役会への付議事項については早期に通知をしており、必要に応じて電子メール等を利用した事前説明を行っております。

上記に加えて、会社の重要な事項等に関しては都度、電子メール等を利用し、共有をしております。これらにより、社外取締役及び社外監査役が期待される役割を果たすためのサポートをしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、会社法に基づき、株主総会、取締役会、監査役会、及び会計監査人を設置するとともに、日常的な業務監査を担う内部監査担当者を任命し、適切な監査体制を整えています。

また、リスク・コンプライアンス委員会を定期的に開催し、全社的なリスク管理体制の強化に努めています。さらに、取締役候補の指名及び取締役等の報酬決定における独立性・客観性・説明責任の強化を目的として、取締役会の下に指名委員会と報酬委員会の機能を兼ねる任意の指名報酬委員会を設置しています。

加えて、外部の視点による経営監督機能の強化を図るため、社外取締役2名及び社外監査役4名を選任し、経営の透明性と適正性を確保しています。

これらの相互連携を通じて、当社は経営の健全性と効率性を維持できると判断し、現在のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

(1) 取締役会

当社の取締役会は、5名の取締役(うち社外取締役2名)で構成されております。取締役会は、経営の最高意思決定機関として、迅速かつ的確で合理的な意思決定を行うとともに、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令、定款及び社内諸規程で定めた事項、並びに重要な業務に関する事項の決議を行うほか、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。毎月1回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会は、法令又は定款に規定された事項、株主総会の決議により委任された事項、その他の経営上の重要な事項を決定し、それ以外の業務執行の意思決定に関しては、社内規程により代表取締役及び各担当取締役に委任しております。代表取締役及び担当取締役は、委任された事項に関する意思決定の結果及び執行状況について、取締役会へ報告しております。

(2) 監査役・監査役会

当社における監査役監査は、取締役会に対する監視機能として、会社法に定める社外監査役3名(常勤1名、非常勤2名)による客観的かつ独立した監査を実施しております。監査役会は、年間の監査方針および監査計画を策定し、監査役会が定める監査役監査基準に基づき監査を行っています。特に常勤監査役は、監査計画に沿った監査の実施状況や重要事項について適宜報告を行い、監査役会全体での情報共有を図っています。

(3) 内部監査

当社の内部監査は、組織、制度、及び業務が経営方針や社内規程に準拠し、適正かつ効率的に運用されているかを検証・評価・助言することで、以下の目的を達成することを目指しています。

- ・不正の未然防止
- ・適正な管理情報の提供
- ・経営効率の向上

内部監査は管理本部長が担当し、管理本部の監査については相互牽制の観点から営業本部長が実施しています。また、各部門の監査結果及び改善点については、管理本部長から代表取締役社長へ報告書と改善要望書を提出する体制を整えています。

(4) 会計監査人

当社は、会計監査人としてかがやき監査法人与監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項の規定に基づき監査を受けております。

監査を執行した公認会計士は林幹根氏、林克則氏の 2 名であり、いずれも継続監査年数は 7 年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士 6 名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

(5) リスク・コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンス意識の向上と不正行為の防止を図るため、代表取締役を委員長として、常勤取締役、常勤監査役、営業企画部長、財務部長、経理部長、社長室長で構成される「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しております。

出席者により、リスク情報の洗い出しを行い、その評価及び分析を行い、リスクの発生の防止策、対策、改善策を検討しております。また、コンプライアンスの重要性の理解と、その遵守について、研修を行う事により、法令順守の徹底を図っております。

(6) 指名報酬委員会

取締役会の決議によって選定された代表取締役 1 名、社外取締役 2 名、社外監査役 1 名で構成しております。

取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として設置しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由といたしましては、事業内容及び会社規模に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効果的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためです。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み

	補足説明
実施しておりません。	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。

2. IR に関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報のほか、決算説明会資料等についても掲載しております。
IR に関する部署(担当者)の設置	管理本部にて対応しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

実施しておりません。

Ⅳ. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの整備の状況について
当社は、内部統制システムを整備し運用することが経営上の重要な課題であると認識し、取締役会で以下の「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決定しています。
(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・「リスク・コンプライアンス規程」を定め、法令・定款の遵守を企業経営の最優先事項とする。
・代表取締役社長を担当役員とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、全社的な活動を推進する。
・内部監査担当を任命し、代表取締役社長及び監査役に対して監査結果を報告する体制を構築する。
・匿名性を確保した内部通報制度（コンプライアンス通報・相談窓口）を設置・運営する。
・財務報告の適正性を確保するため、虚偽記載や誤謬が生じない実効性のある内部統制を構築する。
(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・「文書管理規程」に基づき、取締役会議事録等の重要な文書を関連資料とともに適切に保存・管理する。
・「情報セキュリティ規程」に基づき、電磁的記録のセキュリティを確保し、毀損や流出を防止する。
・取締役及び監査役が、これらの情報を常時閲覧・複写できる体制を維持する。
(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・「リスク・コンプライアンス規程」を制定し、代表取締役社長をリスク管理の最高責任者とする。
・リスク・コンプライアンス委員会において重要なリスクを審議し、特に重要な事項については取締役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 ・ 定例取締役会を原則月 1 回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、機動的な意思決定を行う。 ・ 取締役の職務執行状況を適宜取締役会に報告し、「職務権限規程」に基づき適正かつ効率的に職務を執行する。 (5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 ・ 「関係会社管理規程」の遵守を求め、子会社の自主性を尊重しつつ適切な管理を行う。 ・ 内部監査担当がグループ会社の内部監査を実施し、業務執行を監視する。 (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項 ・ 監査役の補助者が必要な場合は、員数等を含め取締役会と協議の上で決定する。 ・ 該使用人が監査役の職務を補助する際は、取締役の指示命令を受けないものとし、独立性を確保する。 (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制 ・ 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて随時職務執行状況を報告する。 ・ 財務部及び経理部等の責任者は、定期的に監査役への報告を行う。 ・ 監査役は、取締役会のほか、主要な社内会議に出席する。 (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 ・ 定期的な監査役会の開催に加え、内部監査担当及び会計監査人と定期的な報告・意見交換を行う。 ・ 監査役が職務執行のために必要とする費用については、会社がこれを負担する。 (9) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況 ・ 「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、一切の関係を持たない毅然とした対応を徹底する。 ・ 不当要求発生時は管理部を対応部署とし、外部専門機関と連携する。 ・ 取引開始時の反社チェックを徹底し、契約書には「反社会的勢力の排除規定」を明文化する。
--

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方 当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」において、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決してかわりを持たず、不当な要求には断固としてこれを拒絶する方針としております。 (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況 反社会的勢力による不当要求に備え、「反社会的勢力等排除規程」を定めており、反社会的勢力への対応ルールを整備しております。

V. その他

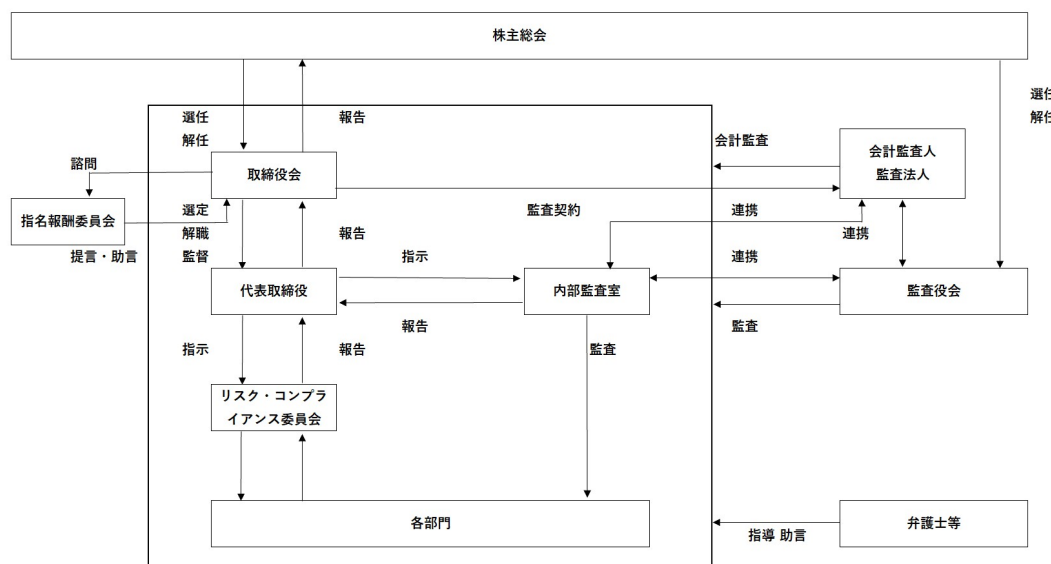
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

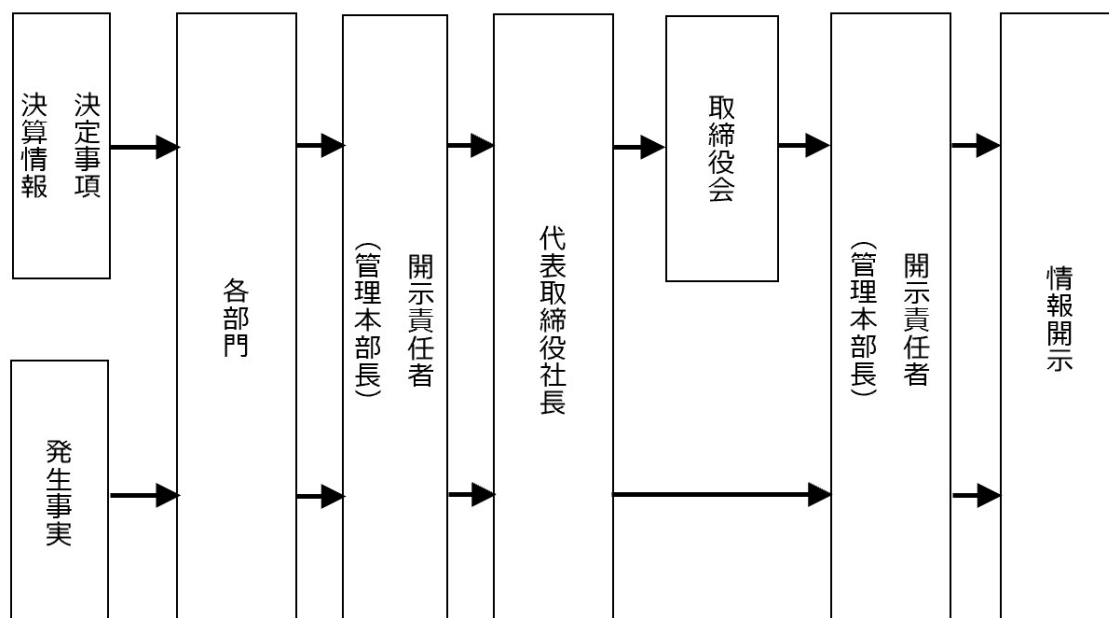
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続に関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上